

○文部科学省令第十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条、第二百八条及び第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣 平野 博文

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに第三項」を「、第三項並びに第八十七条第二項第一号及び第二号」に改める。

第八十三条の次に次の二条を加える。

第八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第

四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする

る。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

第百八十三条の三 前条第一項に規定する学科において、全課程の修了を認めるに当たっては、専修学校設置基準第十七条（前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科にあつては同令第二十七条、同令第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては同令第三十七条）に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

第百八十六条第一項第二号に次のただし書を加える。

ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

第百八十七条中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する

第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
 - 二 面接による指導の実施に係る体制に関する事項
- 第百八十九条中「、第五十七条」を削る。

(専修学校設置基準の一部改正)

第二条 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

「第三章 教育課程等

第一節 通則(第八条―第十五条)

目次中「第三章 教育課程等(第八条―第十六条)」を 第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課

第三節 単位制による昼間学科及び夜間等

第四節 通信制の学科の教育課程等(第二

程等（第十六条―第十九条）

に、「第十七条―第二十条」を「第三十九条―四十三条」

学科の教育課程等（第二十条―第二十八条）

十九条―第三十八条）

」

に、「第二十一条―第二十八条」を「第四十四条―五十二条」に改める。

第二条第一項中「組織」の下に「（以下「基本組織」という。）」を加え、同条第二項中「前項の組織」を「基本組織」に改める。

第三条第一項中「前条第一項の組織には、」を「基本組織には、専攻により」に改める。

第四条中「第二条第一項の組織には、」を「基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は」に、「夜間学科等」を「夜間等学科」に改める。

第五条を次のように改める。

（通信制の学科の設置）

第五条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

2 通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

第三章中第八条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第二十八条を第五十二条とし、第二十五条から第二十七条までを二十四条ずつ繰り下げる。

第二十四条の見出しを「（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積）」に改め、同条中「専修学校の」を「昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の」に改め、「定める」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第一号中「ものにあつては、別表第二イ」を「もの 別表第二イ」に、同条第二号中「ものにあつては、次の」を「もの 次の」に改め、同条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 一 一の課程に一の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第四イの表により算定した面積
- 二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
- イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

第二十三条を第四十六条とし、第十八条から第二十二条までを二十三条ずつ繰り下げる。

第十七条の見出しを「(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)」に改め、同条第一項中「専修学校に置かなければならない」を「昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における」に、「ところによる」を「数以上とする」に改め、同条第二項中「常勤の」を「専ら当該専修学校における教育に従事する」に改め、「含む。」の下に「以下この項及び次条第二項において同じ。」を、「ただし、」の下に「当該」を加え、同条第三項を削り、同条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第四十条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

第十六条第一項中「専門課程の」を「専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した」に、「場合において」を「とき」に改め、「標準とし」の下に「、専修学校の教育の特性を踏まえつつ」を加え、「単位数に換算する」を「行う」に改め、第三章中同条を第十九条とし、同条の次に次の二節を加える。

第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第二十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位

二 専門課程 三十単位

2 第十六条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業

時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位

二 専門課程 十七単位

(多様な授業科目の開設等)

第二十一条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(単位の授与)

第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第二十三条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用

により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十四条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならぬ。

(長期にわたる教育課程の履修)

第二十五条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課

程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生)

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、第十五条の規定により専修学校の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

2 高等課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の高等課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

3 専門課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の専門課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

(単位制による学科における全課程の修了要件)

第二十七条 第十七条第一項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

二 専門課程 三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

2 第十七条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数 (当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位)

二 専門課程 十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数 (当該単

位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位)

(単位制による学科に係る読替え)

第二十八条 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四節 通信制の学科の教育課程等

(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業(以下「対面

授業」という。)の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

(通信制の学科における授業の方法等)

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業(以下「遠隔授業」という。)を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第三十一条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

(通信制の学科における添削等のための組織等)

第三十二条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(主たる校地から遠く隔たった場所に設けられる施設における指導の体制等)

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

第三十四条 第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

第三十五条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

- 一 高等課程又は一般課程 三十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。
- 二 専門課程 四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

第三十六条 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 高等課程又は一般課程 十三単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位)

ロ 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位)

二 百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

(通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第十五条中「高等課程の」を「高等課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した」に、「場合において」を「とき」に、「三十五時間」を「三十五単位時間」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条を第十五条とし同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数(当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間)以上の授業科目を履修することとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条第二項中「課程」を「全課程」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第四項中「第九条第二項」を「第十

条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(単位時間)

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

別表第一中「専修学校の教員数(第十七条関係)」を「昼間学科又は夜間等学科に係る教員数(第三十条関係)」に改め、備考を次のように改める。

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合

ロ 第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの

生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二中「専修学校の校舎面積（第二十四条関係）」を「昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）」に改め、同表イ備考を次のように改める。

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（口の表において同じ。）

二 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（口の表において同じ。）

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三 通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の 区分	学科の属する分 野の区分	学科の属する分野 ごとの生徒総定員	教 員 数
-----------	-----------------	----------------------	-------------

	高等課程 又は専門 課程		の区分	
工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・	社会福祉関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から八百人まで 八百一人から千七百一人まで	3 3 + $\frac{\text{生徒総定員}-80}{60}$ 5 + $\frac{\text{生徒総定員}-200}{75}$	
商業実務関係、服飾・家政関係又は	文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から六百五十人まで 六百五十一人から千三百七十人まで	3 3 + $\frac{\text{生徒総定員}-80}{60}$ 5 + $\frac{\text{生徒総定員}-200}{75}$ 11 + $\frac{\text{生徒総定員}-650}{90}$	

		千三百七十一人以上	19 + $\frac{\text{生徒総定員} - 1370}{105}$
	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会関係、福祉関係、商業	八十人まで	3
	実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十一人から二百人まで	3 + $\frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
一般課程		二百一人から千百人まで	5 + $\frac{\text{生徒総定員} - 200}{90}$
		千百一人以上	15 + $\frac{\text{生徒総定員} - 1100}{105}$

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ 基礎校舎面積の表

課程の 区分	通信制の学科の属 する分野の区分	通信制の学科の属す る分野ごとの生徒総 定員の区分	面 積 (平方メートル)
高等課 程又は	工業関係、農業関 係、医療関係、衛 生関係又は教育・	八十人まで	260
		八十一人以上	$260 + 1.8 \times$ (生徒総数)

一般課		専門課	
文化・教養関係 飾・家政関係又は 商業実務関係、服	社会福祉関係 生関係又は教育・ 工業関係、農業関 係、医療関係、衛	八十一人以上 八十人まで	社会福祉関係 商業実務関係、服 飾・家政関係又は 文化・教養関係
八十一人以上 八十人まで	八十一人以上 八十人まで	200 200+1.5×(生徒総 員-80)	200 200+1.5×(生徒総 員-80)
130+1.4×(生徒総 員-80)	130+1.5×(生徒総 員-80)	130	130

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ 加算校舎面積の表

課程の 区分	通信制の学科の属 する分野の区分	通信制の学科の属す る分野ごとの生徒総 定員の区分	面 積 (平方メートル)
工業関係、農業関	八十人まで	180	

程 一般課	程 高等課 程又は 専門課
飾・家政関係又は 商業実務関係、服	飾・家政関係又は 文化・教養関係
社会福祉関係 生関係又は教育・ 社会福祉関係	係、医療関係、衛 生関係又は教育・ 社会福祉関係
八十人まで	八十一人以上
八十一人以上	八十一人以上
100	140 140+1.5×(生徒総 員-80)
110 110+1.5×(生徒総 員-80)	140 180+1.8×(生徒総 員-80)

	文化・教養関係	八十一人以上	100+1.4×(世帯数 -80)
--	---------	--------	----------------------

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。